

金ケ崎町保育士奨学金返還補助金

ご案内

奨学金を利用して保育士の資格を取得し、金ケ崎町内保育施設等に就職した方が、継続して勤務いただくことを目的として、奨学金を返還するために要した費用の一部を補助します。

●対象者

次の①～⑤のすべてを満たす方

- ① 奨学金を利用して保育士の資格を取得した方
- ② 令和9年3月31日までに町内の保育施設等に保育士として雇用された方
(1日6時間以上かつ月20日以上勤務の方)
- ③ 自分で奨学金を返還していること。
- ④ この制度または他の制度で奨学金を対象とした補助を受けたことがないこと。
- ⑤ 同じ施設に補助金の交付を申請する年度の3月末まで継続して勤務する方で、翌年度も同じ施設に引き続き勤務する意思があること。

●申請期間

平成30年4月1日～令和9年3月31日 最長3年間(36か月)

●補助金の額

年間の奨学金返還額の半額とし、1年度につき12万円が上限です。

●令和6年度の交付申請の手続き

令和6年4月30日(火)までに申請書類を提出してください。

- ①申請は、保育士ご本人に行っていただきます。
- ②申請に必要な書類
 - ・金ケ崎町保育士奨学金返還補助金交付(変更)申請書(様式第1号)
 - ・雇用を証明する書類(就労証明書(様式第4号)、労働条件通知書など)
 - ・貸与機関の発行する奨学金の貸与証明書
 - ・保育士証の写し
- ③毎年度申請が必要となります。4月の申請で12か月分の補助金が交付決定されます。年度途中の申請の場合は、申請した月からその年度の3月までの分が交付決定されます。
- ④補助金は、申請した年度の奨学金返還の完了後、実績を確認したうえでお支払いします。実績報告及び請求の方法は申請いただいた方に個別にご案内します。

●対象となる奨学金（これ以外についても対象となる場合があります。）

(1) 生活福祉資金貸付制度による教育支援資金
(2) 岩手県母子父子寡婦福祉資金（修学資金及び就学支度資金に限る。）
(3) 公益財団法人岩手県育英奨学会の奨学金
(4) 日本学生支援機構の貸与型奨学金（第一種及び第二種に限る。）
(5) 公益財団法人交通遺児育英会の奨学金
(6) あしなが育英会の専修・各種学校奨学金
(7) 金ケ崎町奨学金貸与条例（平成24年金ケ崎町条例第30号）に基づく奨学金
(8) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する資金として町長が特に必要と認めるもの

●補助金申請の例

ケース1 令和6年4月以前の採用で、奨学金を返還されている方

- ① 令和6年4月に補助金申請 ⇒ 令和7年3月に実績報告・補助金請求 ⑫月
- ② 令和6年6月に補助金申請 ⇒ 令和7年3月に実績報告・補助金請求 ⑩月
- ③ 令和6年3月に補助金申請 ⇒ 令和7年3月に実績報告・補助金請求 ①月

ケース2 令和6年4月以降の採用で、奨学金を返還されている方

- ④ 令和6年6月に補助金申請 ⇒ 令和7年3月に実績報告・補助金請求 ⑩月
- ⑤ 令和6年10月に補助金申請 ⇒ 令和7年3月に実績報告・補助金請求 ⑥月
- ⑥ 令和7年3月に補助金申請 ⇒ 令和7年3月に実績報告・補助金請求 ①月

ケース3 令和6年4月以降採用で、10月から返還開始の方

- ① 令和6年10月に補助金申請 ⇒ 令和7年3月に実績報告・補助金請求 ⑥月
- ② 令和6年11月に補助金申請 ⇒ 令和7年3月に実績報告・補助金請求 ⑤月
- ③ 令和7年3月に補助金申請 ⇒ 令和7年3月に実績報告・補助金請求 ①月

●その他

補助金の交付対象期間中に産休・育休を取得した場合、休業を取得した年度は補助金の交付対象となりませんが、職場に復帰してから申請を再開することができます。



【お問い合わせ先】

金ケ崎町教育委員会事務局

〒029-4592

金ケ崎町西根南町 22-1

電話番号：0197-42-2111